入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和2年2月25日

> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役 資源備蓄本部長 岩原 達也

- 1. 競争入札に付する事項
- (1) 件名

令和2年度国家石油備蓄基地における緊急放出訓練の荷役技能評価に関する調査検 討業務

(2)内容

本業務は、国家備蓄における荷役技能の維持及びより一層の向上を図り、以って備蓄業務の効率化・合理化を達成するために緊急放出訓練において第三者による荷役技能の評価を実施する。

なお、むつ小川原国家石油備蓄基地、及び苫小牧東部国家石油備蓄基地において は、令和元年度の訓練結果のフォローアップも行う。

詳細は入札説明会にて説明する。

- ①対象国家石油備蓄基地
 - ・むつ小川原国家石油備蓄基地
 - · 上五島国家石油備蓄基地
 - · 久慈国家石油備蓄基地
 - · 苫小牧東部国家石油備蓄基地
- ②業務内容
 - ・荷役技能評価の実施
 - ・ 荷役技能評価結果の検証等
 - ・ヒアリング調査
 - ・基地へのフィードバック
 - ・報告書の提出、報告会の実施
- (3) 契約期間

契約締結日から令和3年2月26日

- (4) 入札方法
 - 一般競争入札

入札金額は委託業務の総価を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては入札 書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該 金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った価格の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本的要件

- ①当機構の「競争参加者の資格に係る公示」の「3. 競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
- ②当機構から指名停止を受けていないこと。
- ③令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」で「A」、「B」若しくは「C」の等級に格付けされている者又は入札書の提出期日までに同資格を取得することができる者。
- ④現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行 政処分を受けていないこと。

(2) 個別要件

- ① 5 万トンクラス以上のタンカー操船の経験を有する船長又はそれに準じた者 (海陸で豊富なタンカー業務経験を有する者)が業務統括・一部業務実施をする体制 ができ、最新情報を活かした現場視点を持った高い技量による技能評価が、契約期間 中継続的に可能であること。
- ②海事コンサルタントの知見並びに豊富な現場経験を活かし、各国家石油備蓄基地の 特徴に基づくリスクアセスメントを実施する事が可能であること。
- ③高性能な操船シミュレーターを利用した国家石油備蓄基地の特殊状況に合わせたインストラクターによる訓練の実施が可能であり、技能評価において入出港作業技能に課題があった場合には是正行動提案・教育実施が可能であること。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 105-0001

東京都港区虎ノ門二丁目 10番1号 虎ノ門ツインビルディング 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

石油・石油ガス備蓄部備蓄課 船木亮一

電話番号 03-6758-8241

メール funaki-ryoichi@jogmec.go.jp

(2)入札説明書の交付

下記(3)の入札説明会にて配布する。

(3)入札説明会の日時及び場所令和2年3月6日(金) 13時30分上記(1)の13C会議室

- (4) 一般競争入札参加申請書の提出期限の日時及び場所 令和2年3月30日17時00分 上記(1)の連絡先に直接又は書面郵便(必着)により提出すること
- (5)入札書の提出及び開札の日時及び場所 令和2年3月31日(火) 13時30分 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 14A会議室
- 4. 入札保証金及び契約保証に関する事項 全額免除
- 5. その他必要な事項
- (1)入札の無効 競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最も 低い価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 本業務に係る契約締結は、機構が令和2年度国家備蓄石油管理等事業を受託することを条件とする。
- ○契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と 契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況につい て情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、要所の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相 当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職し ていること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること *予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結 日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に揚げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構 OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ かに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
 - ①契約締結日時点で在職している当機構 OB に係る情報 (人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上